

## 令和3年11月臨時会会議録

令和3年11月30日 火曜日 午前10時00分開会  
議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
教育長	高野博	総務課長	関宏之
総合政策課長	渡辺安志	財政課長	荒澤精也
成人福祉課 高齢者福祉推進室長	大江周	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子

### 事務局出席者職氏名

局長	武田信也	総務主査	叶内敏彦
主任	庭崎佳子	主任	小松真子

## 議 事 日 程

令和3年11月30日 火曜日 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期決定

日程第3 報告第13号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について

日程第4 議案第56号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 開 会

**高橋富美子議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより令和3年11月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

### 日程第1 会議録署名議員指名

**高橋富美子議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において今田浩徳さん、下山准一さんの両名を指名いたします。

### 日程第2 会 期 決 定

**高橋富美子議長** 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤卓也さん。

(佐藤卓也議会運営委員長登壇)

**佐藤卓也議会運営委員長** おはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る11月24日午前10時より議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、議会運営委員会を開催し、本日招集され

ました令和3年11月臨時会の運営について協議したところであります。

初めに執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、本日11月30日、1日と決定いたしました。

このたび提出されます案件は、報告1件、議案1件の計2件であります。案件の取扱いにつきましては、臨時会でありますので委員会への付託を省略して直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

**高橋富美子議長** お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、11月30日、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は11月30日、1日と決しました。

### 日程第3 報告第13号令和3年度 新庄市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について

**高橋富美子議長** 日程第3 報告第13号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

臨時会への御参加、誠にありがとうございます。

コロナが一段落しつつあるかなと思いましたが、最近のニュースではオミクロンというようなことで、先行きがまた不安なような材料が飛び込んできましたけれども、何とか落ち着いた日常生活が取り戻せたらいいなと思っているところであります。

それでは、報告第13号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策については、現在、国において様々な政策が検討されているところであり、特に、18歳以下の子供への10万円給付につきましては、年内の支給を目指すこととしております。

加えて、住民税非課税世帯への10万円給付なども検討されているところでありまして、これらに早急に対応するため、11月19日付で予算の専決処分を行ったものであります。

補正額といたしましては、歳入歳出それぞれ8億6,000万円を追加し、補正後の予算総額を205億839万3,000円とするものであります。

なお、11月19日の段階におきましては、これらに係る対策費用の詳細を掌握するのがすぐには困難でありましたので、予備費に全額を追加補正し、様々な状況に速やかに対策が図られるよう予算化したものでありますので、御承認くださるようお願い申し上げます。

**高橋富美子議長** ただいまの説明に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 国の対策がなるべく早くできるようにするというので、市が予備費を活用するという考えは悪くないと、いいと思います。

中身のことはなんですけれども、この間、渡された資料を拝見いたしましたので、市民の方から御意見が来ておりました。

まず、子育て世帯、子供に1人当たり10万円配る部分についてですが、進学などをする子供を持つ親の方からは、クーポン券で後で半分ということではなくて、これは春かなんて言われていますが、そうでなくて、子供の進学に使えるように現金でなるべく早く頂いたほうがいい。例えば制服などの用意には1月、2月あたりで出さねばならない状況になるだろうしということで、なるべく早く使えるように現金でしていただきたいという、そういう親御さんの御意見がありました。そういうことに応えられないのかということ。

それからまた、住民税非課税世帯に一律10万円という中身なんです。独り世帯で年収100万円以上は対象外なんですか。これは問題ではないかなというふうに思うんです。

例えば100万円の収入の方は月8万3,000円ぐらいしか収入がないんです。これで暮らすのも大変な状況でおられる生活困窮世帯だろうというふうに考えられます。そういう方に対して、支給が届かないということはひどいことではないかなと思うんですが、そこを緩和してできないのか、その点などどうでしょうか。

もう一つは、同じくホームレスやネットカフェ難民などの住民、住所を失ってしまっている方々がもらえなくなる可能性がないのか、どうですか。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。**

**高橋富美子議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** おはようございます。

では初めに、子育て世帯への臨時特別給付事業についてお話しさせていただきます。

御質問では、クーポン券についてできるだけ早く現金で支給できないかといった御質問でした。

まず、この事業については、5万円の現金給付、それから来春の5万円のクーポン券という二本立てということが、国のほうの政策として予定されているところです。

現金給付につきましては、児童手当対象世帯ということで、年内中の給付を予定しているところです。当市においても、12月初旬にシステム改修を行った後、その世帯に対してこちらのほうから積極的に通知を行いまして、申請書なしで給付を行うという予定をしているところです。12月のクリスマス頃に給付できればと思っていますところ。

クーポン券につきましては、こちらのほうはまだ国のほうから要綱も来ておらず、また、報道等を見ますと、事務費に係る経費が多く、かなり反対されているような議論もあるようなところもありますので、国の動向を見ながら対応していきたいと思えます。以上です。

**大江 周成人福祉課高齢者福祉推進室長 議長、**  
大江 周。

**高橋富美子議長** 成人福祉課高齢者福祉推進室長  
大江 周さん。

**大江 周成人福祉課高齢者福祉推進室長** では、私のほうから生活困窮者の世帯の支給金について説明させていただきます。

今、私のところにある情報だけでは、新聞報道だけですので、詳細はまだ決まっておられません。いわゆる非課税世帯というふうな形が対象者になるというふうな形でしかまだ来ておりませんので、国のほうの詳細な通知が来次第、対応したいというふうを考えております。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 子育ての親御さんの方の声として、クーポン券、春では使いづらいと。今、やはり進学準備に使えるようにするためには早く、1月、2月頃には支払い請求というものがあるということなので、そういうものに

応えられるようにしてほしいという声があるということをお届けいただけないでしょうかということをお願いします。

また、先ほど、生活困窮世帯の話をしました。生活保護世帯は支給になると自民党本部からお聞きいたしました。それはいいんですが、給与収入が100万円ちょっとという方は住民税課税になるのか、100万円を超えると。その点、どう把握しておられるか。その現状を考えたときに、やはり、住民税非課税だけではなく、もう少し引き上げて、コロナで困っている収入状況の方には支給できるように、あるいは住所がなくても支給できるようにするよう声を上げていく必要があると思うんですが、どうですか。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、**  
西田裕子。

**高橋富美子議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長  
西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** クーポン券の配布につきましては、国の動向ということもありますけれども、できるだけ早く対応してまいりたいと思えます。以上です。

**大江 周成人福祉課高齢者福祉推進室長 議長、**  
大江 周。

**高橋富美子議長** 成人福祉課高齢者福祉推進室長  
大江 周さん。

**大江 周成人福祉課高齢者福祉推進室長** 対象者ということですが、国のほうでもまだ詳細の要綱等が示されておられませんので、そちらのほうを確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

**高橋富美子議長** ほかに質疑ありませんか。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** 26日に国のほうの予算が閣議決定されていますが、先ほど市長もおっしゃいましたが、詳細がどういう形にまたなっていくか、まだ明確ではないということではあ

るんですが、今回、基金のほうから8億6,000万円という巨額な金額を予備費に入れてこの事業を進めていくお金のほうを準備しているわけですけれども、国からの補填、どのような細目で財政補填されていくのか、どのように政府のほうから情報が来ているのか伺います。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 先ほど子育て推進課長のほうからもお話があったとおりでございますけれども、実際に5万円の口については、年内支給を掲げておりまして、これについては国の予備費ということで対応したいという話を聞いております。

ただ、そのお金の部分のうちこのほうの歳入がいつになるかという部分については、まだはっきりと示されておりませんが、予備費で即時年内支給を目指す。その残りの部分については、その後、12月の国の補正において可決次第、当然その要綱も制度設計もなされてくると思いますけれども、まず12月の補正可決後に各自治体のほうに支払われるということで、そこまでの情報しかありませんので、何ともお答え申し上げられません。以上です。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** 先ほど佐藤議員からもあったように、11月19日の新聞やニュースの報道で、この国の事業がよいと受け取る方、またはその内容が少しずつ細かく分かるようになるにつれて、本当に実際この条件からこぼれた苦しい人、どうしたらいいんだろうと。そして、住民税の非課税世帯じゃなくて困っている人、これはどうしたらいいんだろうという声が市内からも実際にあります。

これに対して、新庄市としては国から示された内容だけではなくて、つぶさに市内の状況を把握してかさ上げをする、プラスをしていく、そういった検討をなさらなかったのか。政府が

決めたから、もう専決で承認をしていくとなった場合、実際にこぼれていく人たちの対策をどうしたらいいのか。それは議会のこの場でなくては、内容のある議論というのとはできなかったのではないかと思います。専決をこうやって急いだ理由をもう一度しっかりと伺いたいと思います。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** このたびの専決の部分については、先ほど来お話しているとおりで、年内支給を5万円の部分についてはもう既にやるという方針が閣議決定の中で示されているというようなこともありまして、それに対応すべく予備費で、これに付随する今分かっている部分のトータルの10万円、子育て関連の10万円と、あとは住民税非課税世帯への10万円の部分がはっきりと分かっている部分、今後、対策としてされるというような部分がありましたので、実際にその部分で制度設計が固まり次第、即時対応できるように予備費という形で持った。その中で、それぞれ制度設計がこれから出た部分については即時対応できるようにということで、今回、財政調整基金のほうから繰入れさせていただいて対応させていただいたということになってございます。

また、その他の先ほどお話をあったこぼれる方への支援策の部分については、当然、コロナの対策の部分で経済支援ということで、12月補正の中でも盛り込まれる部分もありますけれども、まだまだ足りない部分については、市の内部の中でもそれぞれ検討されていくということになってございます。以上です。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** 12月の補正の中でも、こぼれていく方々の対応を手厚く、内容をしっかりと精査して、市内の状況を精査して、予算の

ほうでしっかりと出していただきたいなと思っておりますが、今回の政府の政策でありますけれども、コロナ禍で本当に生活が大変な状況となっている、本当に大変になっている状況の方が多く市内にもいらっしゃるんですね。それが大事です、支援策。お子さんのこの支援策、あとは住民の非課税世帯に対しての支援策。でも、これに限定して行われていくことで、住民の中で分断が起こっていく。考えの中からの分断、そういったことを行政としてどういうふう話し合われて、どういうふうに進めていこうとしたのか、それを伺いたいと思います。お聞かせください。

**小松 孝副市長** 議長、小松 孝。

**高橋富美子議長** 副市長小松 孝さん。

**小松 孝副市長** コロナ対策については、これまでも様々な業種、そして支援という形で取り組んで、議会の皆様にも御報告してきたところであります。

そして、今回の専決処分ということについては、年内の支給ということが示されている中で、まだ制度設計が分からないというような状況でもありまして、確実に年内支給を進めるためには、専決処分をして決定して、事務としてすぐに対応したいということでありました。

そういうことで、内部でもこれまで支援してきたということと、12月議会においても対策関係の補正を上程しているということですので、御理解いただければと思います。

**高橋富美子議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第13号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、報告第13号についてはこれを承認することに決しました。

#### 日程第4議案第56号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

**高橋富美子議長** 日程第4議案第56号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第56号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、去る10月7日に行われた山形県人事委員会勧告に鑑み、本市においても県及び県内他市の状況を勘案し、職員の給与について必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、令和3年12月に支給する一般職の職員の期末手当の支給月数を0.1月引き下げるとともに、この改正に合わせて、特別職である市長、副市長、教育長及び議員の期末手当につきましても0.05月引き下げるものであります。

また、令和4年度以降につきましては、6月

期と12月期に支給する手当の支給月数を平準化するため、改正を行うものであります。

施行日につきましては、12月の手当支給に反映させる必要があることから公布の日とし、第2条及び第4条の規定については、令和4年4月1日とするものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**高橋富美子議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第56号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番(佐藤悦子議員)** 期末手当も含めた一時金についての考え方として、生活費の補填あるいは賃金の後払いという性格を持っているのではないのでしょうか。

コロナ危機で、このたび、大変、職員の皆さん、奮闘していただきました。そういう職員の皆さんの思いに応える一時金増額や格差解消をすべきではないかと思っておりますが、それについてどうお考えなのか。

それから、一般職、正職員の1人当たりの減額はそのようになっているのでしょうか。同じく、再任用職員、また会計年度任用職員、そして特別職についての減額の金額についてそれぞれお願いします。

それで、特別職の期末手当を見たときに、基礎額が月額掛ける1.4という加算で期末手当を決めているようなんですが、一般職にはこういったことはないのですが、その理由、特別職に

ついている理由をお願いしたいと思います。

また、職員の一時金に勤勉手当があると聞きしました。それが正採用、再任用職員、会計年度任用職員それぞれにあるのか、どうなっているのか、お願いしたいと思います。

**関 宏之総務課長** 議長、関 宏之。

**高橋富美子議長** 総務課長関 宏之さん。

**関 宏之総務課長** まず1点目は、職員が頑張っている、生活費に影響する、これをどう考えているのかというふうな御質問でございます。

地方公務員法におきましては、職員の給与というのは生活費及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定められていなければいけないとなっております。議員がおっしゃったのは、まさにその生活費という部分で、大変重要な部分と認識はしております。

ただ、給与形態の原則として、基本的に情勢適応の原則、社会情勢や経済情勢に合わせた給与でなければいけないということ。また、均衡の原則というものもございます。これは、民間だけでなく、国や県、他の地方公共団体との均衡も必要であるという原則もございます。これらを総合的に勘案して、今回、提案しているものでございますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

また、1人当たりの影響額ということでございます。

まずは、一般職の影響額でございますが、約3万4,300円。そして、再任用については、フルタイムとパートタイムがございますが、フルタイムについては約1万2,300円、パートタイムについては約8,700円。

それから、特別職の影響額ということですが、市長につきましては6万4,400円、副市長につきましては4万9,000円、教育長につきましては4万1,300円、議員の皆様におかれましては2万5,900円という状況でございます。



3点目の特別職の加算、なぜ加算があるのかという御質問でございますが、御承知のとおり、特別職には勤勉手当というものがございません。そのために加算額というものがあるというふうな仕組みになっております。

また、勤勉手当でございますけれども、一般職はもちろんでございますが、再任用職員にも勤勉手当はございますが、会計年度任用職員には勤勉手当というものはございません。以上でございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 生活費ということの影響は重要だというふうに考えているというお考えは全くそのとおりでと思っております。

一般職と再任用職員では、再任用職員の給料はかなり抑えられている、一般職に比べてかなり基本額が抑えられているわけです。そこにさらに期末手当の割合が低い。それをさらに下げるといふのは、ひどいことじゃないかなというふうに思われるんです。生活費の影響ということも考えて、これはやめるべきではないかなと思えます。

ただいまの会計年度任用職員については、ここにも載っていないように、今回の減額には当たっていないということで、会計年度任用職員の手当の減額はない、考えていないということが改めて分かりました。

会計年度任用職員の勤勉手当がないというふうにお答えいただきました。会計年度任用職員は、正職員が足りない、足りなくさせられていると私は見ていますが、そういう中で多くの責任を持たせられ、そして、正採用でないというための仕事の不安定さというか、そういうつらい立場に置かれていると私は思います。しかし、仕事は同じように求められているし、勤務の成績などもチェックされていると聞いておりますし、そういうことをお聞きしますと、会計年度

任用職員は勤勉手当がない、期末手当の中の勤勉手当がないというのは不当なことではないかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 会計年度任用職員に勤勉手当がないという状況でございますけれども、こちらのほうは、仕組みをつくる際に、県に倣ってつくったものですので、特に不当とは考えておりません。

なおかつ、もともと会計年度任用職員の手当というのは、基本的に嘱託職員の際はあったわけですけれども、臨時職員の場合はなかったというふうな状況もございます。それが、会計年度任用職員の制度をつくるときに、それではやはり不公平だろうということで、会計年度任用職員についても期末手当を支給するというふうな考え方で来ております。

また、会計年度任用職員についても、新庄市の場合には他の自治体と比べて若干低い状況にあるということを確認しておりますので、令和3年度、そして4年度で引き上げまして、他の自治体と同様の、同じくらいの手当を支給するというふうな形で今現在考えているところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 会計年度任用職員の制度ということになりますけれども、この職員については、地方公務員法に規定される法に基づいた任用というような職員になっております。

そして、手当についても、法律等でそもそも支払うことができる手当が決まっているという状況で、勤勉手当は支給する形にはなっていないと。期末手当については、支給するというような制度設計になっていますので、それに基づいての支給ということになっております。

そして、会計年度任用職員の月給も含めての

収入状況でありますけれども、他市と比べて、初任給格付が新庄市の場合ですと相当高いというのが実態でもありますので、御理解いただければと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 再任用か会計年度任用かとか、頭の中でちょっとよく整理されなくて聞き逃してしまっているかもしれません。

再任用職員について、もう1回言いますが、もともと給料が抑えられて、かなり低くされており、さらに期末手当の支給割合も低くされているものを、さらにこのたび引下げの中に入れてしまうというのは問題でないかなと思うんです。

そして、市職員全体で一般職、平均でも3万4,300円というお金が減らされるということは、生活がやはりそこで切り詰められ、地域で使うお金、消費も減る、これが見えるわけで、これは地域に与える影響がかなり大きいだろうと思います。

例えばどんな形でといえ、飲み会とかよくやられていたものがなくなったり、食堂で食べるかあるいは外食するかというのをやめておにぎりにするとか、あるいはカップラーメンを買ったりして、やはり、この金額を生活費が削られるということが、職員の生活だけでなく、地域に与える影響もかなり大きいだろうというふうに考えます。そういうこともあります。

それから、先ほど会計年度任用職員について県と同じに手当をしたんだというお話がありました。令和3、4年には引上げ、他自治体と同じようにしたいというふうに考えている点はいいというふうに思いますが、国の非常勤職員を見ますと、ほとんどが勤勉手当が支給されていると聞いております。だとすると、市においても、非常勤職員である会計年度任用職員に勤勉手当相当額を支給するのはまともというか、支

給すべきでないかなと考えるんです。そういう意味で検討をお願いしたいと思いますが、どうですか。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 まず、地域に与える影響が大きいということではございますけれども、今回の引下げについては県の人事委員会勧告に基づく引下げであるということを御理解いただきたいと思います。

また、会計年度任用職員への勤勉手当の支給ということでもありますけれども、現時点では考えておりません。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第56号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第56号については、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

**高橋富美子議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

## 閉 会

**高橋富美子議長** 以上で今期臨時会の日程は全て終了いたしましたので、閉会いたします。

本日はどうも御苦労さまでした。

午前10時40分 閉会

新庄市議会議長 高 橋 富美子

会議録署名議員 今 田 浩 徳

〃 〃 下 山 准 一